

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

北海道国民年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私の国民年金加入手続及び保険料の納付は、昭和55年に他界した私の母親が行ってくれており、私の妻については、婚姻後の国民年金加入期間も保険料納付済期間となっている。

私の妻は、私の国民年金の加入手続が遅れたので、昭和46年ごろ母親が、国民年金保険料をまとめて7万円ぐらい納付したことを記憶していると言っている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫の国民年金の加入手続が遅れたので、昭和46年ごろ母親が国民年金保険料をまとめて7万円ぐらい納付したことを記憶している。」と述べているところ、i) 申立期間のうち、納付年月日が確認できる昭和41年度から45年度までの保険料について、申立人の妻の所持する国民年金手帳により、その妻は、保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立人の所持する国民年金手帳は、同手帳の交付年月日が昭和46年9月27日と記入されていることから、申立人のみ国民年金の加入手続が遅れてこのころ行われたものと推認されること、ii) 申立人の加入手続が行われた46年9月ごろは、第1回特例納付期間（昭和45年7月から47年6月まで実施）である上、その妻の記憶する金額は、申立人の未納期間に係る36年4月から46年9月までの保険料相当額と大きな相違は無いことから、申立人の主張に不合理な点はみられない。

また、申立人が所持する国民年金保険料の領収書により、申立期間直後の昭

和44年1月から46年3月までの保険料を3回に分けて特例納付又は過年度納付していることが確認でき、申立人の保険料を納付してくれたとするその母親が、申立期間についても特例納付により保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納期間が無く、申立人の妻も国民年金加入期間の保険料はすべて納付済期間となっている上、申立人及びその妻の保険料を併せて納付してくれていたとする申立人の母親も未納期間は無いことから、その母親の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年 2 月に当時勤務していた事業所から、経営不振によりそれまで加入していた厚生年金保険が適用されなくなることを知らされたため、その翌月に役所で国民年金の再加入手続を行った。

申立期間の保険料は、私が毎月夫の保険料と一緒に、役所の窓口又は A 信用組合 A 支店（現在は、B 信用組合 A 支店）で 1 か月 7,000 円から 8,000 円ぐらいの金額を納付していた。

国民年金に加入してから 65 歳に到達するまでの期間の保険料を夫の保険料と一緒にすべて納付してきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納が無く、60 歳で国民年金に任意加入して 65 歳まで保険料を納付している上、申立期間以降の厚生年金保険と国民年金の切替手続も適正に行っているなど、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、「夫の国民年金保険料はいつも私が納付し、申立期間の保険料も、夫婦二人分を併せて納付した。」としているところ、i) その夫は、昭和 41 年 10 月に国民年金に加入してから 65 歳に到達するまでの国民年金加入期間に保険料の未納が無いこと、ii) 申立人及びその夫の国民年金保険料は、オンライン記録により納付年月日が確認できる期間について、すべて同一年月日に納付されていることが確認できることから、申立期間について申立人のみ

が未納であることは不自然である。

さらに、申立期間は13か月と短期間である上、申立人は、申立期間の保険料を納付したとするきっかけ、納付したとする場所及び保険料額を明確に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A省B局C事業所における資格取得日に係る記録を昭和29年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月21日から30年5月15日まで
昭和29年6月21日から30年7月1日まで、A省B局C事業所において、非常勤職員として、D業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省共済組合B局本局支部長が発行した申立人に係る職務経歴証明書及び同僚の供述により、申立人は、A省B局C事業所において、昭和29年6月21日から平成5年3月31日まで継続して勤務しており、この期間のうち、申立期間を含む昭和29年6月21日から30年7月1日までの期間については、非常勤職員（E部門）として勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所では、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪や厚生年金保険料の納付に関する資料を保存年限が経過しているため保管していないが、非常勤職員やE部門補助員は、厚生年金保険法が規定する適用条件を満たせば加入していたと思われる。非常勤職員は、日々雇用で一日8時間勤務であった。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間前後に当該事業所にお

いて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 38 人のうち、オンライン記録により所在等を特定できた 19 人に照会したところ、15 人から回答が得られ、そのうち「申立期間当時は非常勤職員であった。」との供述が得られた 13 人のうち昭和 29 年 4 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得している 11 人は、いずれも、自身が記憶している採用年月と厚生年金保険被保険者資格取得年月が一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 省 B 局 C 事業所における昭和 30 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録及び申立人と同年度に当該事業所に採用になった同年代の同僚の当該事業所における 29 年 6 月から 30 年 4 月までの社会保険事務所の記録により、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 6 月から 30 年 4 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成14年4月から同年7月までについては36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年8月1日まで

申立期間はA社に勤務しており、同社B営業所の所長であった。社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について標準報酬月額が下がっていると言われた。

申立期間の報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成14年4月から同年7月までの期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（32万円）を超える報酬月額（37万3,750円）の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（38万円）より低い標準報酬月額（36万円）に見合う厚生年金保険料（3万1,230円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成14年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の当該期間に係る標準報

酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成13年11月から14年3月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（3万1,230円）に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（32万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（平成13年11月から14年1月までの期間及び同年3月は30万7,500円、同年2月は28万7,500円）に見合う標準報酬月額（平成13年11月から14年1月までの期間及び同年3月は30万円、同年2月は28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（32万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち平成14年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から34年3月1日まで
② 昭和34年3月1日から36年4月1日まで
③ 昭和37年6月1日から38年11月25日まで

申立期間①は、昭和33年10月から36年3月まで、C社D事業所の下請けであったA社においてE作業員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、申立期間①から継続してA社にE作業員として勤務していたにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険第1種被保険者とされている。

申立期間③は、F社G事業所の下請けであったB社においてE作業員として勤務していたにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険第1種被保険者とされている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等は無

いが、各申立期間について同保険第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人は、同級生である私の紹介でA社にH業務担当として入社し、一貫してE作業所で作業していた。」と供述しているほか、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された複数の者は、いずれも、「申立人と一緒にE作業所で勤務しており、申立人は、この間ずっとH業務担当であった。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、申立人が当該事業所でH業務担当主任であったと供述する者で、前述の被保険者であった者からもH業務担当であったとの供述が得られた者の厚生年金保険第3種被保険者資格取得時の標準報酬月額、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額と合致しているほか、同名簿により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険第3種被保険者資格を取得したことが確認できる申立人とほぼ同年齢の複数の者の同資格取得時の標準報酬月額も、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額と合致していることが確認できる一方、これらの者のうち厚生年金保険被保険者資格取得当初は第1種被保険者であった者の資格取得時の標準報酬月額は、申立人より1等級低額であることが確認できることを踏まえると、申立人が同保険被保険者資格取得時からE作業員相当の報酬を得ていたことが確認できることから、当時、申立人が当該事業所において第3種被保険者として取り扱われるべきE作業員として勤務していたことが認められる。

さらに、申立人及び前述の厚生年金保険被保険者であった者が当該事業所においてH業務担当として申立人と一緒に勤務していたと供述する5人には、いずれも申立期間②前後に厚生年金保険第3種被保険者としての加入記録が存在することから、申立人だけが申立期間②について同保険第1種被保険者であったとするのは不自然であり、同保険第3種被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿によれば、当該事業所は昭和57年2月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡してい

ることから確認することができないが、厚生年金保険第3種被保険者資格の取得及び喪失などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年3月から36年3月までの同保険第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る厚生年金保険料（第1種被保険者に係る厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人がB社において一緒に勤務していたとする複数の同僚、及び当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できる複数の者は、いずれも、「申立人は、一貫してE作業所で作業しており、H業務担当であった。」と供述している。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額、申立人の前後に同保険第3種被保険者資格を取得したことが確認できる申立人とほぼ同年齢の複数の者の標準報酬月額と同額か又はこれを上回っており、申立人が同保険被保険者資格取得時からE作業員相当の報酬を得ていたことが確認できることから、当時、申立人が当該事業所において第3種被保険者として取り扱われるべきE作業員として勤務していたことが認められる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿によれば、申立人が当該事業所においてE作業員として一緒に勤務していたとする3人には、いずれも申立期間③において厚生年金保険第3種被保険者としての加入記録が存在するほか、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した男性36人のうち33人は同保険第3種被保険者であることが確認できる一方で、第1種被保険者であった3人はいずれも所在が不明であることから、当該事業所においてE作業員でありながら第1種被保険者とする取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が同僚として挙げた者のうち一人及び同名簿により申立期間において当該事業所で厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できる者のうち一人が、いずれも「当時、B社はF社G事業所の下請けであったため、作業所の従業員はE作業員ばかりであり、I作業員はいなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人だけが申立期間③について同保険第1種被保険者であったとするのは不自然であり、同保険第3種被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③について厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿によれば、当該事業所は昭和40年12月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから確認することができないが、厚生年金保険第3種被保険者資格の取得及び喪失などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年6月から38年10月までの同保険第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間③に係る厚生年金保険料（第1種被保険者に係る厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、申立人が保管する当時の日記に「昭和33年9月29日にJ市の親元を出てK町へ。10月1日から出勤、L事業所でM社の初めての作業所に勤めることとなった。」との記載があること、及び申立人がA社と一緒に勤務していたとする同僚が、「申立人は、昭和33年秋に、同級生である私の紹介でA社にH業務担当として入社した。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は昭和57年2月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人のうち1人は既に死亡しており、他の3人は所在が不明であることから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない一方で、申立人を当該事業所に紹介したとする上述の同僚は、「私はN業務及びO業務担当であった。」と供述しており、申立人とは職種が異なっていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①前後に当該事業所で厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者3人に照会したところ、回答があった二人のうち一人は、「私は、当時H業務担当であった。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿によると、自身が記憶する入社時期から、4年2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「当時は試用期間があった。」と供述している上、同人から、同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において給与から同保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険

の適用事業所となった昭和29年1月から35年4月までの期間における同保険第3種被保険者数は1人から5人であるのに対し、同年5月には33人と急増していることが確認できることを踏まえると、申立期間①当時、当該事業所では、E作業員として採用した者のすべてを採用時から厚生年金保険に加入させていたものではなく、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったか、又は申立期間以降に一斉に被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものとするのが妥当である。

その上、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年2月17日、同資格喪失日は22年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、160円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から20年3月ごろまで
② 昭和21年2月ごろから22年3月末まで
③ 昭和51年7月から52年2月まで

申立期間①は、知人の紹介でD市のE省（現在は、F省）にG業務担当として勤務した。

申立期間②は、A社C工場に勤務していた兄の紹介で、同社工場にH業務担当として勤務した。

申立期間③は、夫の会社であるI社でJ職として勤務した。

これらの事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、各申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人のA社C工場に勤務するに至った経緯及び従事業務に関する具体的な申立内容から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、当該事業所において、申立人と姓、生年月日、性別が一致し、名前の一字のみ異なる者（申立人の名前は「K」、被保険者名簿の名前は「L」）が、当

該事業所において、昭和 21 年 2 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

この申立人と同姓の者の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が当該事業所に入社したとする時期と一致している上、申立人は、当時、自分の名前「K」は「M」や「L」と誤って読まれることが多かったとしていることから、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 17 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨を届け出たものと認められる。

さらに、申立人は、当該事業所を退職した時期について、「当該事業所を退職すると同時に、N 学校へ行った。妹も同じ学校へ通った。」と主張しているところ、申立人の妹からは、「私は昭和 22 年 3 月に旧制中学を卒業と同時に 4 月から N 学校へ通った。姉（申立人）は、それまで住み込みで働いていた事業所を退職し、同年 4 月には、私と同じ学校へ通った。姉は、その後、その学校で先生になった。」との具体的な供述があり、申立人の主張には信憑性^{しんぴやう}が認められることから、申立人が昭和 22 年 3 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことを認めることができる。

一方、当該事業所に係る上記の申立人の被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が記載されていない上、日本年金機構においては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を保存していない。

また、当該事業所に係る被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している女子の被保険者 53 人についてみると、このうちオンライン記録に当該事業所の記録が反映されているのは 13 人のみとなっており、残り 40 人については、オンライン記録に当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が反映されていない。

このように社会保険事務所（当時）では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を適切に管理していなかった状況がうかがわれ、この結果、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が失われたものと推測される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 4 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場に係る昭和 21 年 2 月の社会保険事務所の記録から、160 円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人の従業務に関する具体的な申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に E 省に勤

務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時、国の事業所は厚生年金保険の強制適用事業所に該当しておらず、都道府県知事の認可を受けることによって適用事業所になることができる事業所であったが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が適用事業所となるための認可申請手続を行った形跡が無い。

また、F省では、「申立期間①当時の雇人の記録は保存していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所の同僚として名前を挙げた唯一の同僚は、連絡先が不明であることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

- 3 申立期間③について、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③中にI社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立期間③当時の事業主（申立人の夫）は、既に死亡している上、申立人は、ほかに同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、現在の事業主からは、「申立期間③当時、申立人の夫である先代の社長と一緒にI社に勤務していた。同社は、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険にも加入していなかった。当時、私の子どもが小さかったため、私は国民健康保険に加入していた。」との回答があった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が6人確認できるが、オンライン記録によると、このうち3人は申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、残り3人は申立期間③の一部について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、いずれも当該事業所とは異なる別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

- 4 申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和58年5月7日から59年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を59年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月7日から61年3月ごろまで
昭和58年4月から61年3月ごろまで、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年5月7日から59年6月1日までの期間について、申立人の従業務に関する具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間においてB事業所を経営していたA社で勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚の供述から、申立人は同社に入社して以降、退職するまでC業務担当のD部に所属していたことが確認でき、当該期間において、申立人の勤務形態及び業務内容等に変更が無かったと認められる。

さらに、申立人がB事業所の同僚として名前を挙げた、同じC業務担当のD部所属の同僚6人のうち、姓のみしか分からないため本人の特定ができない3人を除いた3人のうち2人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、いずれも当該期間において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認でき、ほか一人については、昭和58年9月1日に同社

を退職するまで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。また、当該同僚は「A社の退職時期と厚生年金保険の喪失時期は一致している。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から当該期間において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚6人に照会したところ、回答のあった5人のうち、退職時期を記憶していない1人を除く4人は、いずれも本人が記憶している退職時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失時期は一致しており、A社において在職中に厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、同社のオンライン記録に事業主氏名が記録されていない上、商業法人登記簿謄本も確認できないことから、事業主と連絡が取れず不明であるが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、昭和58年5月7日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から59年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和59年6月1日から61年2月28日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間においてB事業所を経営していたE社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が確認できない上、商業法人登記簿謄本によると、平成14年12月3日に解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人がB事業所の同僚として名前を挙げた、同じC業務担当のD部所属の同僚6人のうち、姓のみしか分からないため本人の特定ができない

3人を除いた3人のうち2人は、オンライン記録によると、いずれも当該期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、残り一人は別の事業所（F社）で厚生年金保険に加入している。

さらに、申立人は当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年4月21日に、同社（本社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を45年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月5日まで

昭和39年4月の入社から平成9年5月31日に退職するまで、A社に継続して勤務していた。

昭和45年3月21日から同年4月5日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、これは、A社C事業所から同社D事業所の新設の準備のために異動となった時期である。

給与明細書等の証拠書類は無いが、同一の会社内の転勤であったことから、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事異動通達及び同社の回答内容から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月21日にA社C事業所から同社D事業所（厚生年金保険はA社（本社）において加入）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事業所における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、平成5年4月8日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を5年4月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る被保険者資格喪失日（平成5年5月18日）及び同資格取得日（平成5年7月1日）を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月2日から27年3月31日まで
② 昭和27年4月1日から28年1月1日まで
③ 平成5年4月6日から同年5月1日まで
④ 平成5年5月19日から同年7月1日まで

申立期間①については、B事業所においてC及びD業務に従事し、申立期間②については、E事業所においてF業務に従事した。また、申立期間③及び④は、A社において、同社が管理する施設の住み込みG職として勤務していた。しかし、すべての申立期間において、厚生年金保険に加入していた記録が無い。

いずれの事業所においても勤務していたのは間違いないので、すべての申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、平成5年4月8日にA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる（申立人が提出した当該事業所作成の申立人に係る雇入通知書（写し）によると、雇用の開始が平成5年4月4日となっている。）。

また、当該事業所では「新規採用者に対しては、1か月程度の試用期間を設けていたが、試用期間であっても、厚生年金保険を含む社会保険には加入させていた。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間③において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚4人を抽出し、これら4人の雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、i) 雇用保険の被保険者資格取得日が、平成4年10月7日及び5年11月1日の二人は、厚生年金保険被保険者資格取得日も同日付けであること、ii) 雇用保険の被保険者資格取得日が5年7月22日及び同年8月25日の二人は、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月1日及び同年9月1日であることが確認できることから、当該事業所では、i) 月初の新規採用者に対しては、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を同日で管轄社会保険事務所（当時）等に届出を行っていたこと、ii) 月末の新規採用者に対しては、雇用保険の被保険者資格取得日は採用した日として管轄公共職業安定所に届出を行い、厚生年金保険被保険者資格取得日は翌月1日付けで管轄社会保険事務所に届出を行っていたことが推認できる。

加えて、上述の同僚4人のうち、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している二人のうちの一人は「当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述しているとともに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が翌月1日である二人のうちの一人は「入社した翌月に厚生年金保険に加入し、他の事業所に比べかなり早く加入させてくれた記憶がある。これは、当時の給与をメモしていたので、確認できた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間③のうち、平成5年4月8日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、前述1の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、平成5年4月8日にA社において被保険者資格を取得した後、7年5月31日まで当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が住み込みG職として勤務していたと申し立てている施設に居住し、申立期間④当時に当該施設の管理組合の役員であったとする者は「申立人とその妻は、申立期間④において、夫婦で当該施設に住み込んでいた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間④前後の期間において、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる8人は、全員、勤務期間中は同被保険者資格が途切れていないことが確認できる。

加えて、当該事業所では、申立人の申立期間④における厚生年金保険被保険者資格期間が無いことの理由について「不明である。」と供述しているとともに、当該期間において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことが確認できる資料及び具体的な供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年6月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、B事業所では「申立期間①当時の資料を保管していないため、申立人が勤務していたか否かについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①の当該事業所における勤務状況について確認することができない。

また、申立人が、申立期間①当時に代表者であったとする者は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格を取得していた記録が無い上、オンライン記録により、同人は、当該事業所がH共済組合に編入された後の昭和36年7月11日に組合員資格を取得していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①における同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる者5人のうち、所在が確認できた者は二人であり、この二人に申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答があった一人は「当時、当該事業所のC業務担当職員は5人であり、このほかにI作業を業務とする者がいたが、人数は記憶していない。I作業を業務とする者は職員ではなく、厚生年金保険には加入していなかった。また、申立人の記憶は無い。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①に申立人の名前は無く、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の名前が欠落したものと考える。これは考え難い。

その上、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間②にE事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では「申立期間②当時の資料を保管していないため、申立人が厚生年金保険の被保険者であったか否かについては不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人のうち、2人は既に死亡している上、所在が確認できた一人からも、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる者6人を抽出し、これ

ら6人に対し、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、全員から回答があったが、このうち3人は「試用期間が6か月から1年程度あり、試用期間を終えてから正職員となり、厚生年金保険に加入した。」と供述している（他の3人は「申立人の記憶は無い。」と供述している。）。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和49年12月26日）及び同資格取得日（昭和50年5月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月26日から50年5月1日まで

A社には、昭和49年4月から50年10月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、退職したことや休職したことも無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和49年4月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月26日に同資格を喪失後、50年5月1日に同社において再度同資格を取得しており、49年12月26日から50年5月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は「申立期間当時は、A社B支店で勤務し、社員は支店長を含め4人であった。同社はC社の下請けで、事業自体は別の孫請け会社が行っていた。私はD業務を担当しており、作業所の仕事が無い冬期間も、C社を訪問してD業務を行っていた。」と供述しているところ、申立期間当時、同社本社においてD業務課長であった者は「B支店には、支店長、D業務担当、作業所担当及びE業務担当の4人が勤務していたが、冬期間はB市では作業所業務が無かったため、当時の支店長及び申立人のみ勤務していた。当時の支店

長は、申立期間に本社に戻らず、B市内でD業務を行っていた。また、申立人もD業務を担当しており、申立期間において、支店長と一緒にD業務を行っていたと思う。」と供述している上、申立人が一緒に同支店に勤務していた同僚として名前を挙げた者で、オンライン記録により、同社において昭和50年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者は「私が入社したのは昭和50年4月だが、申立人は既に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、申立期間当時にA社B支店に勤務していたとして名前を挙げた支店長、作業所担当者及びE業務担当の合計3人について、オンライン記録により、申立期間における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に申立期間においてD業務を行っていた支店長は、申立期間においても被保険者資格取得記録の欠落は無い上、残りの作業所担当者及びE業務担当者は昭和49年12月に同保険の被保険者資格を喪失しており、前述の同社本社においてD業務課長であった者が供述している内容と一致していることが確認できる。

さらに、申立人がA社B支店において一緒に勤務したとして名前を挙げた上述の3人を含む4人のうち、所在が確認できた二人（いずれもE業務担当者）からは、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者資格を喪失した特別な理由があったことをうかがわせる具体的な供述はなかった（他の二人は、死亡又は所在不明のため、確認することができなかった。）。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年11月及び50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は昭和50年11月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本における申立期間当時の役員の所在も不明であることから確認することができないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年12月から50年4月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年7月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を19年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日から同年4月1日まで

A社に平成18年7月1日から19年3月31日まで勤務していて、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年7月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、給与明細書(写し)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正届出)(写し)により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成19年4月分の給

与明細書（写し）に記載されている同年3月の厚生年金保険料控除額の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1518

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から60年2月まで

私は、夜間学生でも20歳以上は国民年金への加入が義務付けられたことをニュースで知った。当時、私は実家から離れていたため、母親から私の代わりに私の加入手続きを行い、保険料を毎月納付しておくから心配しないようにとの連絡を受けたことを鮮明に記憶している。私が直接保険料を納付するようになる平成10年ごろまで、母親が私の保険料を納付してくれていたはずである。

領収書等は保管していないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付はその母親が行ったと述べているが、申立人自身は直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、払出簿により昭和60年10月ごろであると推認でき、その時点では、申立期間は一部を除いて時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、その母親が保険料をさかのぼって納付してくれた記憶は無いとしている。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、A市の被保険者名簿に、新規加入と記録されていることから、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1519

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年3月まで

私は、昭和47年7月ごろにA町役場B支所（現在は、C町役場B出張所）で、国民年金の加入手続を行った。その時、役場の担当者からさかのぼって保険料を納付できると説明されたので、私が、毎月、当月分とさかのぼった分とを併せて同支所で定期的に納付してきたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年7月ごろ国民年金の加入手続をしたと述べているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、周辺被保険者状況調査等により、48年2月ごろと推認できることから、その時点で、申立期間のうち41年2月から45年12月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の同手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和48年2月の時点で、46年1月から47年3月までの保険料は過年度納付ができるが、申立人は、毎月、当月分とさかのぼった分とを併せてA町役場B支所で定期的に納付していたと主張しているところ、C町は過年度納付を受け付けておらず、過年度保険料の納付書も預かっていなかったと回答していることから、過年度納付がなされたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年9月まで

私は、平成3年1月に国民年金第3号被保険者から同1号被保険者となり、60歳まで国民年金保険料を納付していたが、知人から「65歳まで継続して加入し保険料を納付した方が有利」と勧められたので、60歳で国民年金に継続加入し、引き続き保険料を納付しているはずである。

継続の手続きは平成6年に入ってからすぐに行い、60歳以降の1年分の保険料を一括で納付した記憶がある。

60歳以後の13か月(申立期間)未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月か11月ごろに知人から勧められたので、6年1月ごろに国民年金の継続加入手続きを行ったと述べているが、60歳以降は任意加入となるため、制度上さかのぼって加入することはできないことから、申立期間のうち、申立人が60歳に到達する5年*月から同年*月までの期間は国民年金に加入できない期間である。

また、オンライン記録、A市の被保険者名簿及び本人が所持する年金手帳の任意加入の資格取得年月日が平成6年10月27日で一致している上、申立人の銀行預金通帳の記載により、当該資格取得年月日以降の納付状況のみが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料納付書は、申立期間のうち、平成5年9月から6年3月までの納付書が発行された後、6年4月以降に平成6年度分の納付書が発行されるのが通常であることから、申立人の「1年分を一括して現金で納付した。」との主張には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から47年10月まで

私は、昭和37年8月に勤務先を退社した数か月後に、次の職場で一緒に住み込みで働いていた同僚から国民年金への加入を勧められたので、A市B出張所で加入手続を行った。

その同僚と共に加入当初の国民年金保険料100円を当該出張所へ納めに行った記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年8月に勤務先を退社したその数か月後に、次の職場で一緒に住み込みで働いていた同僚から国民年金の加入手続を勧められたので、A市B出張所で加入手続を行ったと述べているところ、国民年金の加入手続については、当初、昭和37年10月ごろとしながらも、その後、住み込みで働き始めたのは38年4月ごろであると述べているほか、申立人に国民年金への加入を勧めたとする当時の同僚については、申立人よりも数年後に入社したと述べているなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人に国民年金への加入を勧め、一緒に保険料の納付を行ったとされる当時の職場の同僚に確認したところ、申立人に対し「国民年金の加入を勧めた記憶も、一緒に納めに行った記憶も無い。」と回答している上、オンライン記録により、その同僚の国民年金保険料納付記録は、昭和37年10月から44年3月まで未加入期間及び未納期間となっており、当該同僚が国民年金保険料の納付を開始した時期は44年4月であることが確認できるが、この同僚が納付を始めた時点では、申立人は、申立期間の保険料の大半を時効により納付することができない。

さらに、申立人は、約 10 年間にわたる申立期間の国民年金保険料について、その納付方法の記憶が明確でない上、申立期間は 121 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1522

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和50年の暮れに、私の妻の姉から国民年金の特例納付があると聞き、多額ではあったが、私と私の妻の将来を考え、特例納付の手続をするためA市役所本庁舎又は同市B区役所に行ったところ、その庁舎の1階は休みだったので、地階の当直室のような所で、夫婦二人分の保険料として持参した約100万円のうち、約70万円から80万円を納付した。

その際、窓口の担当者から領収書をもらい、「これで初めから国民年金に入ったことになった。」旨言われたので安心して帰って来たことを記憶しているが、申立期間は未納と記録されている。

申立期間の保険料を納付したことを証明する領収書は紛失したが、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立人夫婦が国民年金に加入したのはこのころと推認でき、申立人の主張する内容から、第2回特例納付(昭和49年1月1日から50年12月31日まで実施)により保険料を納付した可能性が考えられるところ、申立人の妻は、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び申立期間に係る特例納付保険料の納付については自身が行ったとしているが、その妻の国民年金の加入手続及び特例納付保険料の納付場所についての記憶はあいまいであり、

当時の状況は不明である。

また、申立人夫婦は、当時A市B区に居住していたことから、同市本庁舎及び同市B区役所において、申立人が主張するような場所で手続を行うことが可能であったかについて、A市では、国民年金への加入手続は、原則各区役所で行うものであるが、本庁舎でもその手続を行っていた可能性は否定できないとしているものの、i) 同市では、特例納付保険料の収納を行っていなかったこと、ii) 同市本庁舎の地階は、福利厚生施設のみであること、iii) B区役所には、申立内容のような地階は無いことが確認できるほか、当時、B区に所在していた社会保険事務所（当時）についても地階は無かったとされていることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間の特例納付保険料額は、夫婦二人で約70万円から80万円であったとしているが、当該期間の夫婦二人分の特例納付保険料額とは大きく相違している。

加えて、社会保険事務所の被保険者名簿には、申立人の昭和42年4月から48年3月までの期間の特例納付が50年12月に行われた形跡が認められる上、A市で保管する過年度納付記録簿及びオンライン記録は共に50年12月の特例納付で一致していることから、申立人が、国民年金に加入した時点では、60歳到達時まで保険料を納付したとしても受給資格を満たすことができないため、その時点で申立人が受給資格を得られる時期までさかのぼって特例納付を行ったものと推測でき、公簿上の記録に不自然さはみられない。

その上、申立人の妻が申立期間の特例納付保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人の妻が当該期間の申立人の特例納付保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、昭和50年の暮れに、私の実姉から国民年金の特例納付があると聞き、多額ではあったが、私と私の夫の将来を考え、特例納付の手続をするためA市役所本庁舎又は同市B区役所に行ったところ、その庁舎の1階は休みだったので、地階の当直室のような所で、夫婦二人分の保険料として持参した約100万円のうち、約70万円から80万円を納付した。

その際、窓口の担当者から領収書をもらい、「これで初めから国民年金に入ったことになった。」旨言われたので安心して帰って来たことを記憶しているが、申立期間は未納と記録されている。

申立期間の保険料を納付したことを証明する領収書は紛失したが、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立人夫婦が国民年金に加入したのはこのころと推認でき、申立人の主張する内容から、第2回特例納付（昭和49年1月1日から50年12月31日まで実施）により保険料を納付した可能性が考えられるところ、申立人は、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び申立期間に係る特例納付保険料の納付については、申立人自身が行ったとしているが、国民年金の加入手続及び特例納付保険料の納付場所についての記憶はあいまいであり、当時の状況は不明である。

また、申立人夫婦は、当時A市B区に居住していたことから、同市本庁舎及

び同市B区役所において、申立人が主張するような場所で手続を行うことが可能であったかについて、A市では、国民年金への加入手続は、原則各区役所で行うものであるが、本庁舎でもその手続を行っていた可能性は否定できないとしているものの、i) 同市では、特例納付保険料の収納を行っていなかったこと、ii) 同市本庁舎の地階は、福利厚生施設のみであること、iii) B区役所には、申立内容のような地階は無いことが確認できるほか、当時、B区に所在していた社会保険事務所(当時)についても地階は無かったとされていることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人は、申立期間の特例納付保険料額は、夫婦二人で約70万円から80万円であったとしているが、当該期間の夫婦二人分の特例納付保険料額とは大きく相違している。

加えて、社会保険事務所の被保険者名簿には、申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間の特例納付が50年12月に行われた形跡が認められる上、オンライン記録及びA市で保管する過年度納付記録簿は共に50年12月の特例納付で一致していることから、申立人が、国民年金に加入した時点では、60歳到達時まで保険料を納付したとしても受給資格を満たすことができないため、その時点で申立人が受給資格を得られる時期までさかのぼって特例納付を行ったものと推測でき、公簿上の記録に不自然さはみられない。

その上、申立人が申立期間の特例納付保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立人が当該期間の特例納付保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、申立期間当時に勤めていた会社でA職をしており、同社において厚生年金保険の納付記録が無いことから、同社が私の給与から国民年金保険料を天引きし、役場に納付していたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時勤めていた会社が申立人の給与から国民年金保険料を天引きしていたはずであるとしているが、そのことに関する具体的な記憶はあいまいである上、申立人が勤めていたとするその会社は既に倒産し、事業主及び会社の同僚の所在についても不明であるとしていることから、同社における申立人の国民年金保険料の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、自身の国民年金加入手続、申立期間以前（昭和42年*月から45年3月まで）の保険料納付及び申立期間直後の申請免除期間（昭和47年4月から49年3月まで）の手続について、だれが行ったのか記憶があいまいである上、申立期間当時、申立人と同居していたその母親の申立期間前後の納付状況（納付済期間及び申請免除期間）は申立人と一致していることからみて、申立人の国民年金加入手続及び申立期間前後の保険料納付はその母親が行っていた可能性が考えられるものの、その母親から当時の状況について聴取することはできない。

さらに、申立人は最初に交付された国民年金手帳を所持しておらず、その手帳を所持していたことに関する記憶はあいまいであるほか、申立人が申立期間当時居住していたB村に申立人の国民年金被保険者名簿は現存していない。

加えて、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

私は、平成9年3月6日にA市B区役所で国民年金の加入手続をした際、申立期間の国民年金保険料が未納であることを窓口の職員から指摘された。その窓口職員の説明に従い、その場で当該期間の保険料（平成6年1月21日から31日までの11日分約5,000円以内）を現金で納付し、平成9年3月分の保険料は同区役所に隣接するC銀行B支店（現在は、D銀行E支店）で納付した。

申立期間の保険料の領収証は受け取っていないが、年金手帳の「国民年金の記録」欄に日付が記載されているほか、同手帳には「A市B区」と押印されていることが保険料を納付した証拠であるから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立人が被保険者となった「平成9年3月1日」の日付が記載されており、その日付の上には「A市B区」、下には「9.3.6」とそれぞれ押印された形跡があることから、申立人は平成9年3月6日にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったものとみられ、この時点では、申立期間の過年度保険料は、納付期限から3年を経過しており、時効により納付することはできない。

また、制度上、国民年金の過年度保険料は市町村で収納することができないが、申立人は、申立期間の過年度保険料をA市B区役所の国民年金窓口で納付したとしており、その保険料額は、同窓口において平成6年1月21日から31日までの11日分として計算された「5,000円以内」としている。

しかしながら、国民年金保険料を日割計算する制度は無く、同市でも保険料

を日割計算で算出して収納することは無いとしていることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで
② 平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 11 日まで

平成 17 年 4 月から 18 年 2 月までは A 社、同年 3 月から同年 4 月初旬までは同社が合併した B 社（現在は、C 社）に勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、保管する給与明細書に記載されている給与支給総額に見合っていないので、両申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

両申立期間については、申立人が保管している申立期間①に係る平成 17 年 10 月分から 18 年 3 月分までの期間及び申立期間②に係る同年 4 月分の給与明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とすべて一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

昭和 36 年 10 月から 38 年 2 月末までの期間、A 市 B 局 C 部 D 課で臨時職員として E 業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において A 市 B 局に臨時職員として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 37 年 12 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後 39 年 4 月 3 日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所では、当時の臨時職員に関する資料が保存されていないとされていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない上、申立人が名前を挙げた職員 4 人のうち連絡の取れた 2 人は「当時、A 市 B 局の C 部 D 課では臨時職員は申立人一人であり、臨時職員の社会保険の適用状況について分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 36 年 6 月 1 日から申立期間を含む厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 37 年 12 月 2 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない上、36 年 9 月時点の被保険者 10 人のうち 9 人は同年 10 月 1 日に被

保険者資格を喪失し、残りの一人も 37 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、同日以降、当該事業所における厚生年金保険の被保険者はいないことが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険に加入記録のある同僚で連絡の取れた 10 人のうち、昭和 36 年 10 月 1 日より前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 5 人は、いずれも F 業務に従事していたとし、E 業務に従事していた者はいない上、40 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得した他の 5 人のうち 2 人は G 職であり、残りの 3 人は E 業務の臨時職員であったとしているが、このうちの二人は、「昭和 38 年ごろから勤務しているが、申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、加入するまでの期間は保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このことから、申立期間当時、当該事業所では、E 業務に従事する臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

その上、前述の被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した形跡は見当たらない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち昭和 36 年 10 月から同年 12 月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 25 日から平成 2 年 11 月 4 日まで
昭和 58 年 2 月 25 日から平成 2 年 11 月 4 日まで、A社に取締役として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人が同社の役員に就任していることが確認できること並びに申立期間当時の事業主の供述及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、当該事業所の申立期間当時の代表取締役に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同代表取締役は、「申立人は、申立期間当時、A社に勤務していた。しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての届け出はしておらず、社員についても厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届け出はしていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、商業登記簿謄本により、A社の前身であるB社の役員に就任していることが確認できること、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人及び同僚一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 57 年 5 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる一方、A社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されて

いたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和28年4月21日から同年5月1日まで

申立期間①について、昭和22年4月中旬ごろにA社B工場に正社員として採用された。当時は、数か月間の試用期間があることが通例であったが、特別扱いで雇用されており、同年5月分の厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、A社B工場は昭和28年4月20日付けで閉鎖されることとなったが、従業員は、4月中は生産業務及び残務整理に従事しており4月分給与も支給されていた。4月分として控除した厚生年金保険料は5月に納付されていると思うので、4月分の厚生年金保険料が発生しているのであれば厚生年金保険被保険者の資格喪失届出日は同年5月1日となるべきである。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、オンライン記録によるとA社B工場は昭和28年10月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、A社本社に照会したところ、「当時の書類が残されていないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、A社B工場における当時の代表者及び工場長は既に死亡しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることはできない。

2 申立期間①について、申立人が一緒に入社した者として名前を挙げた同僚二人のうちの一人は、「申立人と一緒に入社したが、申立人が主張するように、自分と申立人だけが採用後直ちに厚生年金保険に加入し、昭和22年5月分の厚生年金保険料が控除された記憶は無い。入社してからしばらくの間は、他の採用者と同様に給料は日給月給であったことを記憶している。」と供述しており、その他の一人は高齢のため供述を得ることができなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間①前後に厚生年金保険の被保険者記録のある者のうち16人と連絡が取れたところ、そのうちの8人が申立人を記憶していたが、いずれの者も「申立人が勤務していた当時についての記憶は無い。申立人の具体的な入社時期等については分からない。」と供述している。

さらに、上記の申立人を記憶していた者のうちの5人及びその他連絡の取れた者のうちの1人の合計6人は、入社後数か月間の厚生年金保険の未加入期間があるとしている上、この6人のうちの1人は、「縁故で入社した者でも、皆、入社後の3か月間ぐらいは臨時雇のような扱いを受け、その後本採用となっており、いきなり本採用となった者の例は記憶に無い。」と供述している。

3 申立期間②について、当時、A社B工場において厚生年金保険の事務を担当していた者に照会したところ、「申立人を含む昭和28年4月20日付け退職者に対しては、退職日以降は会社側から正式な出勤依頼は行っていない。同退職者は、自分たちの残った仕事を整理するため自発的に事業所に出向いていた。また、当該事業所において厚生年金保険料は翌月に控除しており、申立人を含む28年4月20日付け退職者に支給した同年4月分給与からは同年3月分の厚生年金保険料を控除していた。」との供述が得られた。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録のある者のうち上記の事務担当者以外の3人に照会したが、いずれの者からも申立人の申立てに係る事実を確認できる具体的な供述は得られなかった。

4 申立期間①及び②について、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1921(事案 1063 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 17 日から 42 年 2 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されないとの回答があった。

脱退手当金は受け取っていないので第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答をもらったが、的確な調査が行われたのか疑問がある。納得のいく調査を行い、その結果を回答してもらいたく再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が勤務していた事業所で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚の脱退手当金の支給状況及び同僚の供述内容から、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii)社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii)申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月10日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり新たな資料等を提出していないが、再申立ての審議に当たり、A社に対し再度当時における脱退手当金の請求手続等について照会したところ、「新たに確認できた事実や当時の資料は無い。」との回

答を得ている。

また、当時の事務担当者及び新たな同僚7人に確認したが、いずれの者からも記録訂正につながる情報は得られなかった。

これらのことを踏まえると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 2 月 11 日まで
② 昭和 45 年 5 月 8 日から 46 年 4 月 1 日まで

A社（後に名称変更し、B社）には昭和 40 年 6 月 1 日から 45 年 2 月 11 日までの期間及び同年 5 月 8 日から 55 年 1 月 21 日までの期間勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社に、昭和 40 年 6 月 1 日から 45 年 12 月 10 日までの期間において、毎年、5 月又は 6 月から 12 月までの期間勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、B社は、昭和 55 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間①及び②における申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間①及び②において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人に照会したところ、いずれも「申立人の社会保険の加入状況については分からない。」と供述しており、当該事業所における申立人の厚生年金の適用状況について具体的な供述を得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 40 年 6 月 1 日から 45 年 3 月 15 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格取得者 21 人のうち、生存及び連絡先が判明した 12 人に照会したところ、7 人から回答があり、これらの同僚からは、「申立人の仕事は、事

務の仕事と作業現場での補助者であったが、主に工事現場で勤務することが多かったと思う。」との供述が得られたものの、厚生年金保険の適用状況については、「会社では厚生年金保険に加入できない者がいた。」「従業員を厚生年金保険に加入させるか否かについての明確な決まりは無く、会社の経理上の都合もあったと思うが、当時の社長の判断で加入の適否が決められていたと思う。」と供述しており、これらの供述を踏まえると、事業主は、申立期間①及び②において従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させておらず、当該事業所における職種ごと又は従業員ごとに加入させるか否かの判断を行っていたものと考えられる。

2 申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和40年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失しており、同年8月11日に健康保険証を返納していることが確認できる上、申立人は資格喪失後46年4月1日に当該事業所において再度資格を取得するまでの期間において、厚生年金保険の被保険者であった形跡は確認できなかった。

3 申立期間②について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和45年5月8日から46年4月1日までの期間における被保険者資格取得者には申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は認められないことから、申立期間②に係る申立人の記録が欠落したものと考える。

4 その上、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月ごろから同年29年10月ごろまで
又は30年5月ごろから同年10月ごろまで
② 昭和30年11月ごろから31年12月ごろまで又は
同年11月から32年12月まで

申立期間①については、A社でB職として勤務しており、また、申立期間②については、社名がはっきりしないものの、C社又はD社でB職としてE業務をしていたが、申立期間①及び②については厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料は無いが、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、昭和31年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、33年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、当時の事業主の生存及び所在が判明しないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は姓のみを記憶している事業主の長男及び同次男を挙げているため、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、当該姓と同姓の者が3人確認できたが、そのうちの二人は既に死亡しており、残る一人は連絡先が判明しないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち生存及び連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたが、このうち申立人を記憶していた一人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所になる以前から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と供述し、その他の二人は、「厚生年金保険の加入については分からない。」と供述している。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張している「D社」又は「C社」は、適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したが、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は申立期間②中にF市内には見当たらなかった。一方、類似名称である「G社」という事業所が確認されたため、G社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人に照会したところ、そのうちの二人が申立人を記憶していたことから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社は、オンライン記録によると、昭和46年12月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在が判明しないことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、上述の申立人を記憶していた二人は、申立人が勤務していたことは記憶していたが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚一人の名前及び姓のみを記憶している同僚一人を挙げているが、名前を挙げた同僚については連絡先が判明しないこと、及び姓のみを挙げている同僚については個人を特定できないことから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

加えて、G社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立期間②に係る申立人の記録が欠落したものは考え難い。

その上、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月ごろから 36 年 12 月ごろまで
② 昭和 41 年 9 月ごろから 44 年 4 月ごろまで

申立期間①は、A市にあったB社（現在は、C社）に勤務しており、仕事はD町とE町のF作業をしていた。給料明細書をもらったことも無く、給料も毎月もらえなかった。会社が年金に入っていたかどうか分からない。また、申立期間②は、C社にG職として勤務していた。厚生年金保険の適用となる会社であったのに、なぜ、私の厚生年金保険被保険者記録が無いのか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、C社に照会したところ、「申立期間①当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪及び保険料の納付については、分からない。また、当時は、季節雇用等が多く正確な資料も保管されていないため詳しい状況は分からない。」と回答しており、これらのことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間①当時に一緒に勤務していたと述べている同僚8人、及びオンライン記録により、申立期間①にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、所在を特定することができた8人に照会し、回答があった3人のうち1人は、「私は、G職として昭和34年4月ごろに入社したと思うが、記憶は定かではない。厚生年金保険の加入時期等は分からない。申立人は、私よりも後に入社してきた。34年は一緒であったと思うが、いつからいつまでいたかは分からない。」と述べている上、他の二人は、「昔のことは覚えていない。」と述べており、申立期間①

における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間②のうち、昭和41年8月20日から同年12月25日までの期間、42年4月6日から同年12月20日までの期間及び43年3月26日から44年4月11日までの期間については、C社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したが、「申立期間②当時、季節雇用者は、G職とH業務作業員を併せて20人から30人雇用していたようだが、今年の仕事があつて雇用されたとしても、翌年は雇用されるかどうか分からない者がいたり、夏季間は仕事があつても冬季間は仕事が無い場合等があり、定着率が低かったので、雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったようだ。」と述べており、申立期間②における申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間②当時に一緒に勤務していたと述べている同僚二人、及びオンライン記録により、申立期間②にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、所在を特定することができた6人に照会し、回答があつた4人のうち現場代理人補佐をしていたと述べている一人は、「毎年、I県からH業務作業員が夏季間に働きに来ていた。20人はいたと思う。それらのほかに、地元の季節雇用の人があつた。申立人は、G職として私より先に勤務していた。」と述べている上、他の3人は、「当時のことは分からない。」と述べており、申立期間②における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除の事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 8 月 13 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当社は、当時、C国民健康保険組合に加入していたが、同組合の第*種組合員であった者は厚生年金保険に加入させていたものの、第**種組合員であった者は同保険に加入させていなかった。申立人は、当時の資料により第**種組合員であったことが確認できることから、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している上、同社が保管するC国民健康保険組合第**種組合員脱退届（事業所控）により、申立人が退社時まで同組合第**種組合員であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該第**種組合員脱退届に申立人と共に記載された者は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち1人については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 63 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人については、当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は、それぞれ 62 年 7 月 1 日、同

年同月 11 日であることが確認でき、申立期間の大半において同保険の被保険者であった形跡が無く、この一方で、当該 3 人のうち所在が確認された 2 人に照会したものの、回答は得られず、他の一人は所在が不明であることから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 10 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち B 職及び D 職の職長であったとの供述が得られた者は、「私は、A 社に勤務していた時は C 国民健康保険組合の第*種組合員であったので厚生年金保険に加入できたが、同保険に加入していたのは第*種組合員だけであった。私の部下でも、10 数年間勤務しても第*種組合員ではなく、厚生年金保険に加入していない者がいた。」と供述している上、社会保険事務を担当していたとの供述が得られた他の一人も、「当時、C 国民健康保険組合の第*種組合員は厚生年金保険に加入させていたが、第**種組合員は加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除することも無かった。なお、当時、同組合の第*種組合員としていたのは、現場のリーダーや職長クラスであり、それ以外の者は第**種組合員であったと記憶している。」と供述しているほか、別の一人からも C 国民健康保険組合の第**種組合員が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、前述の照会に対する回答が得られた厚生年金保険被保険者 3 人のうち 1 人は、「当時、当該事業所において季節雇用者は約 80 人いた。」と供述しており、他の一人は、「当時の季節雇用者は約 60 人であった。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申立期間の当該事業所における厚生年金保険被保険者は 7 人から 21 人であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたものではなく、C 国民健康保険組合の第**種組合員については厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えてのが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 30 日から 10 年 4 月まで
平成 7 年 3 月から 10 年 4 月まで、A 市にあった B 施設で C 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち平成 8 年 11 月 30 日から 9 年 3 月 20 日まで D 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、D 社は平成 8 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当時の代表取締役であった者も既に死亡していることから、当該代表取締役であった者の妻が当該事業所の経理、給与及び社会保険事務担当者であったと供述する者に照会したところ、「当時、会社の経営が思わしくなく、社会保険料の納付が滞っていたため、平成 8 年 11 月で社会保険の適用をやめ、会社が経営していた B 施設に勤務していた者は、全員、政府管掌健康保険の任意継続被保険者となる手続を行った。任意継続被保険者に係る健康保険料は個人で支払っていたことから、会社が給与から控除したことは無く、また、同月以降に厚生年金保険料を給与から控除したことも無い。」と供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち平成 8 年 11 月 30 日から 9 年 8 月 25 日までの期間において、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認でき、前述の社会保険事務担当者の供述を裏付けるも

のとなっている。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「当時は会社の経営が悪化しており、平成8年11月ごろ会社が社会保険を脱退したので、個人で健康保険に加入した。同月以降は厚生年金保険料を給与から控除されていない。」と供述しているほか、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年11月30日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人に照会したところ、回答があった一人も、「当時は会社の経営が思わしくなく、会社から社会保険を脱退すると言われたので、個人で加入する健康保険に切り替えた。それ以降は厚生年金保険料を給与から控除されたことは無い。」と供述している上、オンライン記録によれば、両人を含む当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した9人全員が、同日に政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、社会保険事務所（当時）に対し、同年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行うとともに、申立人を含む従業員については政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格取得手続を行わせたものと認められる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち平成9年6月15日から同年7月31日までの期間においてはE社で、同年8月25日から10年2月27日までの期間においてはF社でそれぞれ同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、このうちF社に係る同保険の加入期間については、オンライン記録によれば、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間と合致する上、同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年2月28日から申立期間後の同年7月3日まで、申立人は政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から25年1月1日まで
② 昭和25年1月1日から33年4月まで
③ 昭和33年5月から35年12月まで

申立期間①は、A事業所に事務員として勤務した。

申立期間②は、B県C部に嘱託職員として勤務した。

申立期間③は、D社にE職として勤務した。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の転職先が保管する人事記録から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中においてA事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が確認できない。

また、申立人が当該事業所が所在したとする住所地を管轄する法務局では、当該事業所に係る商業法人登記の記録が確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち、8人は死亡又は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、残り一人は病氣療養中であることから、供述を得ることができなかった。

加えて、上記の同僚のうち、一人は転職先の事業所の人事記録から、当該事業所に勤務していたと認められるが、オンライン記録によると、この同僚は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できな

い。

その上、当該事業所を所管していたとみられるB県及びF省G局に照会したが、いずれも「A事業所の資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②中においてB県H部B県C部で勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名索引簿によると、B県H部は、昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、B県H部では、「当時の臨時職員及び嘱託職員の資料は保存していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は当該事業所の同僚7人の名前を挙げているが、このうち5人は既に死亡している上、残り二人は、姓のみしか分からないため、連絡を取ることができないことから、供述を得ることができなかった。

加えて、申立人と高校の同窓で、同時期にB県庁に勤務したとするB県の別部局の同僚は、「私は、当時、B県I部に勤務していた。申立人がI部の向かいの部屋のC部に勤務していたのは記憶しているが、嘱託職員の厚生年金保険の適用については承知しておらず、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは分からない。」と回答している。

- 3 申立期間③について、申立人の従事業務に関する具体的な申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③中においてD社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が確認できない。

また、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成元年12月3日に解散している上、当時の代表取締役を含む役員4人は、いずれも連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は当該事業所の同僚二人の名前を挙げているが、いずれも生年月日が不明のため、本人の特定ができず、連絡を取ることができないことから、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

- 4 申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
② 昭和 28 年 10 月 31 日から 31 年 1 月 6 日まで

申立期間①はA市B地区にあったC社、申立期間②はA市D地区にあったE社でF社G事業所のH施設のI作業員として勤務したが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両事業所ともF社G事業所の下請け事業所で、社会保険に加入していたと思うJ作業員も勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立ての所在地におけるC社及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄している法務局に商業登記簿謄本の記録も無い。

また、申立人は当該事業所の同僚として二人の名前を挙げているが、いずれも名字のみしか記憶していない上、生年月日等も不明であることから個人を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該事業所の近隣にあったと記憶する商店及び呉服店に照会したところ、「H施設関係の仕事をしていたC社という事業所があったことは記憶している。」とするものの、事業主及び申立人を含む従業員に係る具体的な供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により当該事業所の元請事業所と思われるF社G事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる19人に照会したとこ

る、連絡の取れた16人のうち4人は「C社という下請け事業所があったことは記憶しているが、事業主及び従業員については分からない。」とし、このうちの一人は「申立人の名前に聞き覚えがあるが、勤務期間及び勤務していた事業所は記憶に無い。」と供述している上、他の12人からは申立人及び当該事業所に関する供述を得ることができなかった。

- 2 申立期間②について、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立ての所在地におけるE社及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄している法務局に商業登記簿謄本の記録も無い。

また、申立人は当該事業所の同僚の名前を記憶していない上、当該事業所が所在していたとするA市商工会議所に照会したが、「昭和52年以前の資料は火災により焼失している。」と回答していることから、当該事業所及び申立人の勤務実態に関する関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録により当該事業所の元請事業所と思われるF社G事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる19人に照会したところ、連絡の取れた16人のうち1人は「E社という下請け事業所があったことは記憶しているが、事業主及び従業員については分からない。また、申立人の名前に聞き覚えがあるが、勤務時期及び勤務していた事業所は記憶に無い。」と供述している上、他の15人からは申立人及び当該事業所に関する供述を得ることはできなかった。

- 3 両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、F社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、両申立期間中に申立人の名前は無く、元請事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から26年3月31日まで

昭和24年9月から26年3月31日までの期間、A事業所のB出張所に勤務し、C業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

同事業所は政府関係の機関であり、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る史料によると、A事業所は昭和23年2月に解散し、D事業所に業務を引き継いでいるところ、申立人が申立期間後に勤務した事業所が発行した年金手帳に記載された申立人の申告に基づく経歴表、申立人が当時の所長であったとする者の厚生年金保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にB町にあったD事業所E地方事務所の出先機関（厚生年金保険の適用事業所は、D事業所E地方事務所で一括適用）のF業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和26年4月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、D事業所の民営化先であるG社においても当時の資料が保存されていないとしていることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の5人のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる当時の所長とする者は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない上、他の4人は当該事業所における厚生年金保険の加入記録

が無いことが確認できる。

さらに、前述の同僚4人のうち3人は死亡又は連絡先不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、唯一連絡の取れた一人は「当時、厚生年金保険に加入するような話は無く、厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い。」と供述している。

加えて、前述の当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の名前は確認できず、申立人が厚生年金保険の被保険者であった形跡は見当たらない上、申立期間に申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。